

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）における

「部活動」の位置付け

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図れるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連から図られるように留意すること。

その際、学校や地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）における

「地域クラブ活動」の位置付け

総則編に、現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した。

- 1 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- 2 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- 3 地域で実施しているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知